

(23) 役員が未払賞与等の受領を辞退した場合

64—2 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき各種所得の収入金額に算入されるものでまだ支払を受けていないものの全部又は一部の受領を辞退した場合には、当該辞退した金額につき法第 64 条第 1 項の規定の適用があるものとする。

- (1) 当該法人が会社法の規定による特別清算開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

【解説】(省略)

【改正の趣旨】

会社法の制定に伴い、特別清算手続の見直しが行われるとともに、旧商法における会社整理手続が廃止になった。